

令和6年度 中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金交付要領

(趣旨)

第1 この要領は、空き店舗・空き床の有効な活用を促進し、第4期八戸市中心市街地活性化基本計画（令和6年3月26日付け内閣総理大臣認定第283号。）に掲げる「魅力ある商店街の再生」などの目標の達成に資するため、空き店舗・空き床解消事業を実施する事業者に対し、空き店舗・空き床の改装工事等に要する経費の一部について、令和6年度の予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2 この要領における「空き店舗・空き床」とは、八戸中心商店街のうち別図1に定める道路に面した、又は道路に囲まれた街区内の店舗若しくは事業所又は建物内の各フロアの空き床であって、3か月以上継続して利用されていないものをいう。

2 この要領における「空き店舗・空き床解消事業」とは、八戸中心商店街の空き店舗・空き床に新規に店舗等を出店するために必要な改装工事のほか、営業を開始するまでに必要な一連の作業をいう。

(補助対象事業及び補助要件)

第3 補助金の交付の対象となる空き店舗・空き床解消事業は、次の各号に掲げる要件のいずれも満たすものとする。

- (1) 空き店舗・空き床に新規出店するに当たり、改装工事を行うものであること。
- (2) 小売業、飲食サービス業、コミュニティビジネス、その他の来街機会の創出に寄与し、集客が見込まれる事業であること。
- (3) 営業時間等については、正午までに開店し、かつ、午後6時以降に閉店するもの（ただし、飲食店にあっては午前11時から午後4時までの間の3時間以上の営業を含む、1日6時間以上の営業）であって、週5日以上通年営業するものであること。
- (4) 市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税及び法人市民税を滞納していないこと。
- (5) 法令等の規定により許認可等を要する業種にあっては、当該許認可等を受け、かつ、現にそれが有効であること。ただし、未だ事業を営んでいない者にあっては、現に許認可等の申請中であって、許認可等の取得が確実であると見込まれること。
- (6) 補助金の交付後も2年以上の継続的な営業が見込まれるものであること。
- (7) 空き店舗・空き床が存する商店街団体等の構成員となり、地域イベント、商店街活動及び中心市街地活性化に関するその他の活動に積極的に参加すること。
- (8) 事業者にあつては、原則として、別図2に指定する中心市街地外から出店するものであること。
ただし、中心市街地内での店舗が属する建物の閉鎖等、自己都合でない移転の場合はこの限りではない。
- (9) 事業者にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと。

2 次の事業は、補助金の交付の対象外とする。

- (1) フランチャイズチェーン又はチェーンストアによる事業
- (2) 政治的又は宗教的な活動を目的とするもの
- (3) 公序良俗に反するもの

(対象経費及び補助金の額)

第4 補助金の交付の対象となる経費(国、県、市等の補助金の交付の対象となる経費を除く。以下「補助対象経費」という。)は、空き店舗・空き床解消事業に要する経費のうち、消費税及び地方消費税相当額を除く次の経費とする。

- (1) 空き店舗・空き床解消事業に係る改装工事に要する経費のうち、内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、サイン工事及び電気・照明工事等に要する経費並びに建物と一体となって機能する設備の設置に要する経費(商品陳列棚、店舗看板等で改装工事により建物に固定されるものを含む。)
 - (2) その他市長が必要と認める経費
- 2 事務的経費(会議費を含む。)や飲食費等、事業実施のために直接必要でない経費及び備品購入費、景品購入費、神事等に係る経費は補助の対象としないものとする。
- 3 補助金の額は、補助対象経費の額に3分の1を乗じて得た額以内の額とし、その限度額は100万円とする。
- 4 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第5 規則第3条の補助金交付申請書は、別記第1号様式のとおりとする。

2 規則第3条の規定により市長が定める書類は次のとおりとする。

- (1) 定款、規約、会則等の写し
 - (2) 役員名簿及び構成員名簿
 - (3) 事業計画書(別記第2号様式)
 - (4) 収支予算(精算)書(別記第3号様式)
 - (5) 見積書又は設計書
 - (6) 位置図
 - (7) 仕様書
 - (8) 改修前後の図面
 - (9) 現況写真等
 - (10) 許認可等証書若しくはその申請書類の写し
 - (11) 申請前3か月以内に取得した住民票(法人にあつては、登記事項証明書)
 - (12) 第3第1項第4号に規定する税に係る納税証明書又は当市の市税の納付状況を公簿等により確認することに同意する文書(別記第4号様式)
 - (13) 直近2か年分の法人等の経営状況を示す書類(貸借対照表、損益計算書等)
 - (14) 誓約書(別記第5号様式)
 - (15) 空き店舗・空き床であることの証明書及び改装工事等に係る同意書(別記第6号様式)
 - (16) その他市長が必要と認める書類
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、令和7年1月31日とする。

(交付決定)

第6 市長は、事業者からの申請を受けた規則第4条の規定による補助金の交付の決定に際し、八戸市中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金審査委員会(八戸市附属機関設置条例(平成25年八戸市条例第6号)別表に規定する八戸市中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金審査委員会をいう。)に、その内容の審査を行わせ、意見を求めるものとする。

2 規則第5条の規定による通知は、補助金交付決定通知書(別記第7号様式)により行うものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定をしなかった場合は、補助金不交付決定通知書(別記第8号様式)により、当該

申請者に通知するものとする。

(取下期日)

第7 規則第6条第1項の規定により市長が定める期日は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して7日とする。

(賃貸借契約の確認)

第8 補助金の交付の決定を受けた事業者であって賃貸借契約を必要とするものは、当該決定の日（以下「交付決定日」という。）から起算して30日以内に、市長に対し賃貸借契約書の写しを提出しなければならない。

(事業の着手)

第9 補助事業の着手は、補助金の交付決定日以後に行わなければならない。ただし、当該事業の効果的な実施を図る上で、緊急やむを得ない事情により補助金等交付申請から補助金の交付決定前に着手する必要があるときは、交付決定前着手届出書（別記第9号様式）を市長に提出し、当該事業に着手することができる。

2 前項ただし書の規定により補助金の交付決定前に事業に着手しようとする事業者は、当該事業の着手について市長は一切の責任を負わず、当該事業の着手に係る全ての損失等は自らの責任であることを了知して着手しなければならない。

3 補助金の交付の決定を受けた事業者は、交付決定日から起算して60日を経過する日又は令和7年3月1日のいずれか早い日までに改装工事に係る請負契約を締結し、令和6年度内に当該改装工事を完了しなければならない。

(事業内容の変更)

第10 規則第7条の規定により補助事業の変更（中止・廃止）の承認を受けようとする者は、変更（中止・廃止）承認申請書（別記第10号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の補助事業の変更により補助金の額が変更になる場合において、変更後の補助金の額は、補助交付決定通知書にある補助金交付決定額の範囲内とする。

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合は、当該申請に係る内容を審査し、変更（中止・廃止）を承認したときは、変更（中止・廃止）承認通知書（別記第11号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第11 規則第12条の実績報告書は、別記第12号様式のとおりとする。

2 規則第12条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支予算（精算）書（別記第3号様式）
- (2) 事業実績を確認することができる領収書等
- (3) 事業内容を確認することができる工事写真帳等
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 実績報告書は、改装工事が完了した日から起算して30日を経過する日又は令和7年4月10日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12 規則第13条の規定による通知は、実績報告書を受理し、かつ、改装工事が完了したことを確認した後、補助金確定通知書（別記第13号様式）により行うものとする。

(補助金の交付時期)

- 第13 補助金の交付は、規則第13条の規定によりその額が確定し、かつ、当該空き店舗・空き床の利活用による営業が開始又は開業されていることを確認した後に、事業者からの請求に基づき行うこととする。
- 2 補助金の請求は、請求書（別記第14号様式）により行うものとする。

(補助金の経理等)

- 第14 補助金の交付を受けた事業者は、この補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、これを令和7年4月1日から5年間保存しなければならない。

(営業開始後における現況届の提出)

- 第15 補助金の交付を受けた事業者は、営業を開始した日から起算して1年を経過する日及び2年を経過する日の状況について、中心商店街空き店舗・空き床解消事業に係る現況届（別記第15号様式）を速やかに提出しなければならない。

(決定の取消し)

- 第16 市長は、補助金の交付を受けた事業者が、要領第3に定める補助要件を満たさなくなったときは、規則第15条に規定に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 市長は、補助金の交付の決定を取り消す場合は、補助金取消通知書（別記第16号様式）により事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第17 市長は、規則第16条の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合は、補助金の交付を受けた事業者に対して、期限を定めて返還を請求するものとする。
- 2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた補助事業者は、当該補助金相当額及び加算金を市長が定める期限までに納付しなければならない。
- 3 補助金の返還の請求を受けた補助事業者は、補助金等の返還を命じられ、これを納付日までに納付しなかったときは、規則第18条に定める延滞金を市長が定める期限までに納付しなければならない。

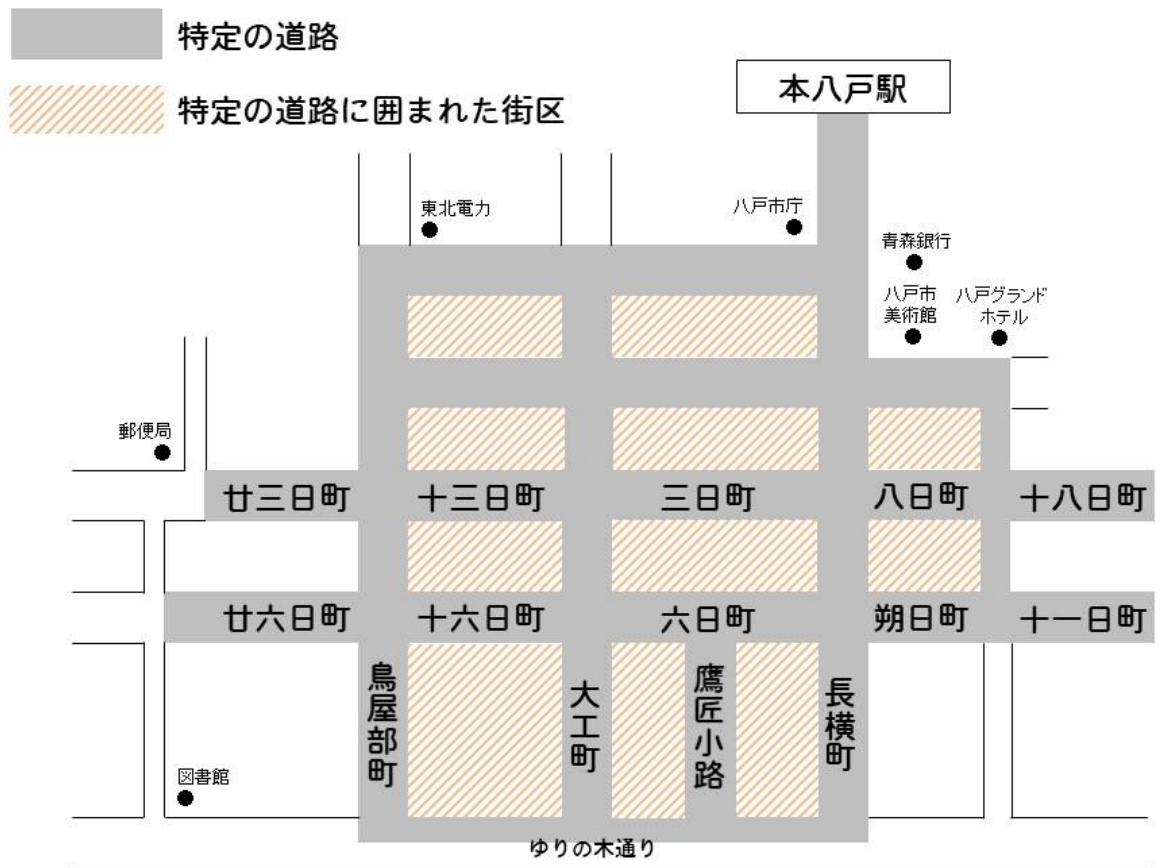
(その他)

- 第18 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

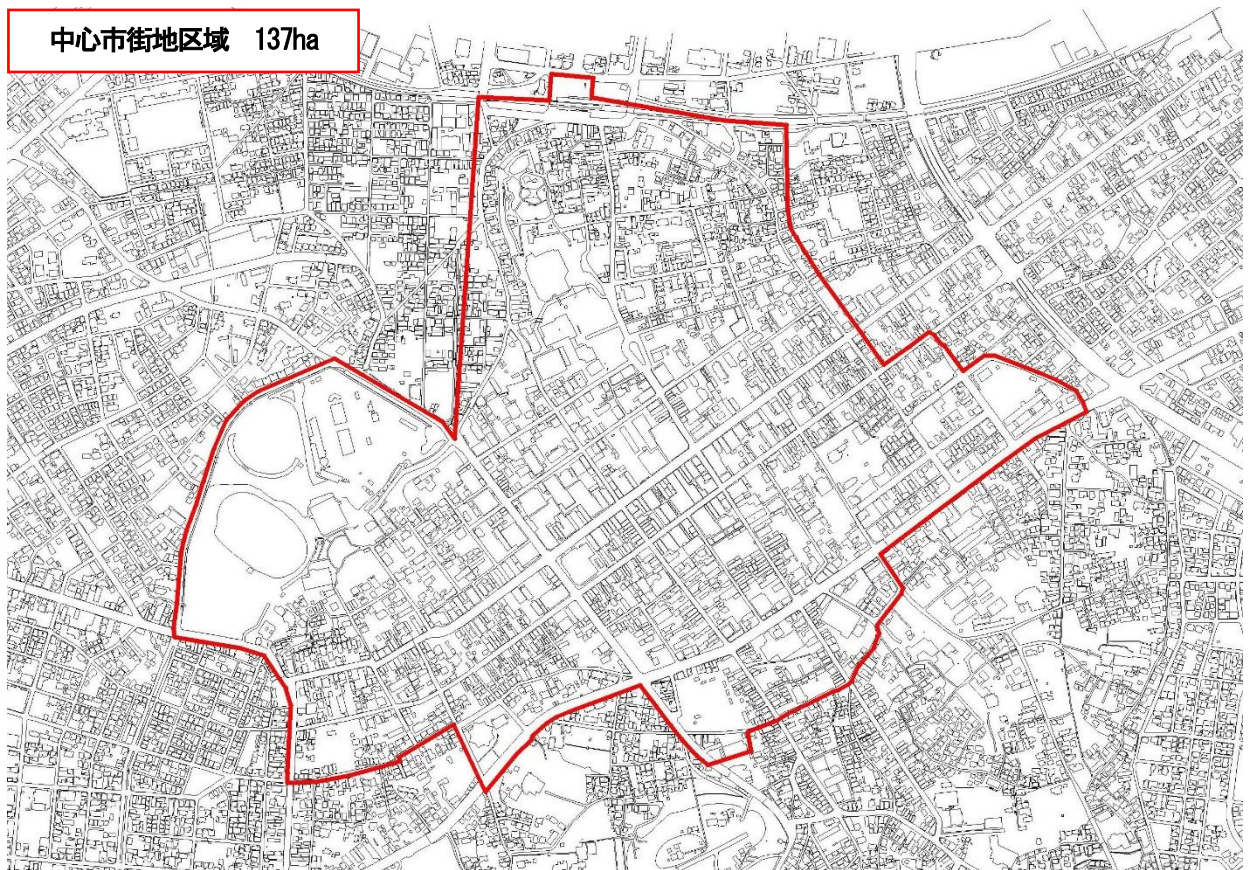
附 則

この要領は、令和6年4月1日から実施する。

別図1 (第2関係)



別図2 (第3関係)



※太枠内を中心市街地区域とする。